

寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（住友重機械工業）

日 時 平成 14 年 12 月 12 日（木） 10:00～12:00

場 所 神奈川県庁本庁舎 5 G 会議室

【ヒアリング項目】

- 1 S P C の設立と手続上の確認＜基本協定（案）関係＞
- 2 特定事業契約書（素案）に関する確認＜特定事業契約書（素案）関係＞
- 3 特定事業契約書（素案）に関する提案＜特定事業契約書（素案）関係＞
- 4 その他

【ヒアリング結果】

- 1 S P C の設立と手続上の確認＜基本協定（案）関係＞

< 住友重機械工業 >

- ・ 本件事業の落札者が直ちに S P C を設立することになりますが、S P C に対し建設業法上の許可が速やかに降りるものなのでしょうか。
- ・ 上記が渋滞した場合、無許可のまま建設工事を行うことになり、無許可営業のリスクが生じるのではないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁と S P C との契約は請負契約ではないので、S P C には建設業法上の免許は不要です。（国に確認済み。）

< 住友重機械工業 >

- ・ P F I 契約は請負契約ではないということですか。

< 県企業庁 >

- ・ 本件事業も含めて、これまで本県で実施してきた P F I 事業は、施設の建設と維持管理（運営）を一括して委託するものですが、本県が考えている契約内容であれば、S P C と建設会社との間が請負契約となるため、S P C が建設業法上の許可を取得する必要はないということです。ただし、P F I 事業であれば無条件に、この解釈が当てはまるというわけではありません。
- ・ なお、同様の理由で本件事業については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の適用も受けません。

< 住友重機械工業 >

- ・ 公共工事標準請負契約約款には、縛られないということになりますか。

< 県企業庁 >

- ・ そうということになります。

< 住友重機械工業 >

- ・ 全て民法に遡って考えることになるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、そうということになります。ただし、地方自治法や地方公営企業法に則

した内容であることが求められます。

< 住友重機械工業 >

- ・ 保証金に関する規定も同様に考えるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そうです。例えば、履行保証保険等も地方自治法を根拠として定めています。

2 特定事業契約書（素案）に関する確認 < 特定事業契約書（素案）関係 >

（１）第 32 条（新設施設の瑕疵担保）

< 住友重機械工業 >

- ・ 意見交換会においても期間短縮の要望が出ておりましたが、県企業庁からは「入札公告時に公表する」との回答でした。現時点で考え方を開示頂けないでしょうか。
また、仮に期間を長期に設定する場合、瑕疵と経年劣化の区別の基準が必要ではないかと思えます。

< 県企業庁 >

- ・ 瑕疵担保責任の存続期間については現在検討中です。検討結果は入札公告時に公表します。
- ・ 設備は別として、建物についての瑕疵担保責任の存続期間を 10 年とすることは、どうでしょうか。

< 住友重機械工業 >

- ・ 問題ないと思えます。

< 県企業庁 >

- ・ 逆に質問ですが、瑕疵と経年劣化の区別の基準、性能保証との関係についてのお考えを教えてください。

< 住友重機械工業 >

- ・ 基本的には、寸法も納期も仕様（設計）どおりであるのにもかかわらず、性能が発揮されない場合には、「瑕疵」であると考えます。

< 県企業庁 >

- ・ （設備について）瑕疵担保責任の存続期間はどれくらいが適当でしょうか。

< 住友重機械工業 >

- ・ 引渡しから 1 年間というのが一般的です。公共事業で長いものでも 2 年間といったところですが。

< 県企業庁 >

- ・ 1 年間というのは、四季を通じて様子を見ることができるからですか。

< 住友重機械工業 >

- ・ 恐らく商慣習だと思います。例えば、下水道事業では設備の引渡しから 2～3 年後にフル稼働に至るとというのが一般的です。また、民法上では売買契約における瑕疵担保期間は 1 年間とされています。ただ、経験的には引渡しから半年程度までに不具合が生じた場合には「瑕疵」が原因となっているものが多く、それ以上ということになると運転方法等の外部要因によるものが多いと思われれます。

< 県企業庁 >

- ・ 今回の事業では、平成 18 年 4 月 1 日からフル稼働ですが、大丈夫ですか。

< 住友重機械工業 >

- ・ 大丈夫です。

< 県企業庁 >

- ・ 性能と経年劣化との関係についてのお考えを教えてください。

< 住友重機械工業 >

- ・ しっかりとメンテナンスしていれば、定格の性能は保たれると思います。それでも性能が保たれない場合に瑕疵担保という話になります。

< 県企業庁 >

- ・ 御趣旨はよく分かりました。
- ・ 一律 10 年の瑕疵担保期間を設定するか、設備については別途設定するかは検討します。
- ・ 本件事業では、事業期間中の維持管理を全て S P C に任せますから、S P C はいずれにしても、20 年間にわたり業務要求水準を達成し続ける必要があります。そういう意味では、瑕疵と経年劣化とを区別する必要はないと考えています。

ただ、発注者のオプションとして瑕疵担保責任の仕組みは確保しておきたいと思えます。従来 of 公共事業であれば県企業庁が主体的に工事監理や検査等を実施しますが、本件事業においては、工事監理や検査等は S P C が主体的に実施するため、県企業庁は直接的な関与はできない仕組みとなっています。そこで品質確保を目的として、瑕疵担保責任の存続期間を長く設定しているのです。

< 住友重機械工業 >

- ・ 常に定格どおりの性能を確保する責任は S P C にあるということですか。

< 県企業庁 >

- ・ そうということです。

< 住友重機械工業 >

- ・ 他社の過去事例ですが、10 年前に建設された施設に関して、ダイオキシンの問題で住民訴訟となった事例がありました。判決では瑕疵担保期間が 2 年間であることから、建設会社には責任がないという旨の判断が下されましたが、仮に瑕疵担保責任の存続期間が 10 年間であったなら、判断は違っていたかもしれません。

< 県企業庁 >

- ・ 今回の仕組みを検討するに当たっては、弁護士とも相談しています。県企業庁、S P C とともに訴えられる可能性はありますが、基本的には県企業庁が被告となるケースが多いと思われます。県企業庁が敗訴した場合で、原因が明かに施設や設備の「瑕疵」など事業者の帰責事由であれば、県企業庁は S P C に求償することになると思いますが、その場面では理性的に協議されると思います。逆に、S P C が被告となった場合でも、県企業庁は全く無関心（無関係）ということにはなりません。

< 住友重機械工業 >

- ・ 少し話向きは変わりますが、今回の事業はプラント中心の建設となります。設備に

関しては、建物関係に比べて技術水準の進歩が早いということは御認識頂きたいと思います。

(2) 第16条の2(施行計画等)(承認待ち時間の上限について)

<住友重機械工業>

- ・ 特に建設段階で、行政手続き上の承認待ち時間の上限はどの程度と考えますか。
(時間的なロスは、工事遅延の要因となります。)

<県企業庁>

- ・ 事業者が取得すべき許認可に関する許認可リスクは事業者の負担です。
県企業庁は、許認可手続きに必要な支援はいたしますが、平成18年4月1日からの運営開始に支障がない限り、手続きに要する期間については関知いたしません。
許認可に要する期間等については、事業者が各法令を所管している官公庁と調整してください。

<住友重機械工業>

- ・ 特定事業契約書(素案)の中で「県企業庁の承認を得る」必要がある部分が、いくつか見受けられます。民間契約であれば、1週間や5日間といった期間で済むのですが、どの程度の期間を見込めばよいでしょうか。過去の公共事業でかなり長い期間待たされた経験がありますので、原則としてのリミットを設けて頂きたいと思います。

<県企業庁>

- ・ 特定事業契約書(素案)第12条では、全体スケジュールの承認に関して規定していますが、ここでは第2項において「14日以内」という期限を設けています。

<住友重機械工業>

- ・ 他の条項に関しても、同じように考えてよろしいでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 基本的には、提案どおりに実施されていれば承認等に時間は掛かりません。

<住友重機械工業>

- ・ 工事着手後に、14日間ストップされるのは厳しいと思います。

<県企業庁>

- ・ 工事期間中は、基本的にSPCにお任せしておりますので、ストップはかからないと考えて頂いて結構です。ただし、必要に応じて工事に立ち会うことはあります。

(3) 第31条(所有権の移転)

<住友重機械工業>

- ・ 施設所有権移転後は、大規模修繕等の費用をSPCが負担することになりますが、新規購入品の所有権が県企業庁に帰属してしまうとSPCが県企業庁に贈与したことになり、贈与税の問題が生じないでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 大規模修繕等の実施年度に当該費用をサービス購入料として支払いますので、贈与には当たらないと思います。

- ・ 仮に「贈与」という扱いをしたとしても、個人からの贈与にはなりませんので贈与税は生じません。

< 住友重機械工業 >

- ・ 損金扱いできないと、法人税との関係もあります。

< 県企業庁 >

- ・ サービス購入料の構成要素を説明すれば問題ないと考えています。また、サービス購入料の支払いに当たっては毎期ごとに事業者から請求書をもらうことを予定しているので、その請求書等に明記することで解決できると考えています。

< 住友重機械工業 >

- ・ サービス購入料の中に、大規模修繕の費用が含まれているということを説明できればよいと思います。大規模修繕だけは別に予算措置をするという方法が、最も分かりやすいと思うのですが。

< 県企業庁 >

- ・ 予算及び財務の仕組み上、それは難しいです。

< 住友重機械工業 >

- ・ 一民間事業者が税務署に相談しても、かなり細かい部分まで説明する必要があり、今提示されている特定事業契約書（素案）の内容でも、税務署の見解を引き出すのは難しいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ S P C の会計処理に関しては事業者のノウハウに係る部分ですので、適切に会計処理していただければ結構です。ただし、アドバイザーに確認している限りにおいては、サービス購入料の構成要素を契約書中に明示し、請求書に大規模修繕が含まれていることが分かるように内訳を付けてもらえれば問題ないと思います。

(4) 第 65 条 (保証)

< 住友重機械工業 >

- ・ 契約保証金の基礎となる「落札金額」はどの範囲のものでしょうか。(最初の業務委託費のみか、施設運営費のみか、総合計費用か。)
- ・ 施設運営費を含む場合、現在価値換算のための割引率は何パーセントですか。
- ・ 保証期間は工事期間のみでよいのでしょうか。
- ・ 保証金は何時どのように返金されるのですか。

< 県企業庁 >

- ・ まず、落札金額の範囲ですが、これは総事業費と考えてください。
- ・ 割引率については、入札公告時にお示しいたします。
- ・ 保証の方法としては、契約保証金の納付、株主保証及び 履行保証保険の付保の 3 つがありますが、及び の保証期間は「契約期間中」、の方法を選択した場合は「設計・建設期間中」です。
- ・ なお、保証金は事業期間（維持管理・運営期間）終了後、S P C に還付します。

(5) 第 73 条 (第三者割り当て)

< 住友重機械工業 >

- ・ 匿名組合出資者も県企業庁へ通知することになっていますが、匿名組合出資方式による出資は、実質的に S P C に認められないということですか。

< 県企業庁 >

- ・ 本件事業に対する出資者を確認することを目的としたものであり、匿名組合出資による出資を認めていないわけではありません。匿名組合出資方式であっても、県企業庁に対しては匿名性がないということです。

< 住友重機械工業 >

- ・ 対外的には公表しなくて良いということでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そういうことです。

(6) 特定事業契約書の公表

< 住友重機械工業 >

- ・ 契約締結後、実際の契約書の内容は全て開示されるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 全て公表します。

< 住友重機械工業 >

- ・ 入札公告時に公表される特定事業契約書 (案) の内容を、落札者決定後の交渉段階で修正することはできますか。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、契約書の内容も入札条件なので変更できません。ただし、表現をより分かりやすいものとするための修正はできます。

3 特定事業契約書 (素案) に関する提案 < 特定事業契約書 (素案) 関係 >

(1) 第 36 条 (運営開始の遅延)

< 住友重機械工業 >

- ・ 意見交換会において、不可抗力による工期遅延ペナルティは、「現在設備の老朽化が進行しているので極力運営開始の遅延は避けたい」意図で設定したとの説明がありました。然らば、期限前完成・運営開始に対してインセンティブを与えるべきではないでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 平成 18 年 4 月 1 日以前の運営開始は必要ありませんので、期限前完成・運営開始に対するインセンティブは考えていません。

(2) 第 52 条 (第三者に及ぼした損害)

< 住友重機械工業 >

- ・ 損害金に上限が無いのは事業者にとってリスクが大き過ぎます (特に住民との関係

で心配です)ので、以下のような上限を設けてはどうでしょうか。

(例1)20年間の総費用の1%を超えない

(例2)その年の剰余金の50%を超えない

(例3)例1 アンド 例2

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力により第三者に損害を及ぼした場合に関しては検討しますが、事業者の責により第三者に損害を及ぼした場合に関して上限を設けるつもりはありません。

(3)第56、57条(解除と損害賠償)

< 住友重機械工業 >

- ・ 各々3項の損害賠償額に上限が設定されていません。「・・・損害賠償額の予定額を定めたものである。」に変更願えませんか。

< 県企業庁 >

- ・ 本条項は事業者の責めに帰すべき事由により、契約の解除に至った場合の損害賠償に関する規定であり、御提案には添いかねます。

(4)第53条(不可抗力により生じた損害)

< 住友重機械工業 >

- ・ 地震による損害のケースでは「観測所の震度計による震度 以上は事業者の負担免責」を明記してはどうでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 検討します。

< 住友重機械工業 >

- ・ 不可抗力の範囲に関しては、御提示頂けるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力の定義については検討したいと思います。ただ、技術的な問題もありますので、今のところ地震や暴風雨等について具体的な基準を設定することは考えていません。(基本的には、業務要求水準を満たしていたにもかかわらず、防ぎ切れないような場合は、不可抗力ということではないかと思えます。)

4 その他

< 住友重機械工業 >

- ・ 特定事業契約書(素案)第52条の関係ですが、施設見学者が転落事故で怪我をしまったような場合も事業者リスクなのでしょうか。県企業庁には公物管理上の責任はないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 具体の事例により異なると思いますが、県企業庁が訴えられる可能性もあると思われます。なお、県企業庁が当該訴訟で敗訴した場合、原因が明かに事業者の帰責事由であれば、県企業庁はSPCに求償することになると思います。

< 住友重機械工業 >

- ・ 求償された場合に、過失の有無に関する説明責任は S P C にあるのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そのように考えてください。

< 住友重機械工業 >

- ・ ここで、参考に当社が考える第 52 条の改正案を提示します。

第 52 条第 1 項 (当社案)

維持管理・運営等業務の履行の過程または結果において、第三者に損害を与え、あるいはその虞が生じたときには、次の通り処理するものとする。

事業者の責に帰すべき事由により生じたときには、事業者の責と負担において処理解決する。

県企業庁の責に帰すべき事由により生じたときには、県企業庁の責と負担において処理解決する。

2 維持管理・運営等業務の履行に伴い、避けることのできない騒音・振動・臭気・その他の、事業者・県企業庁何れの責にも帰し得ない事由により第三者に損害が生じたときには、事業者と県企業庁は協力してこれを処理解決するものとする。

< 住友重機械工業 >

- ・ 特定事業の選定に際してのコスト計算においては、月最大 2,500ds-t という条件や脱水ケーキの含水率を 35% に下げられる脱水能力といった条件のもとで、施設整備コストを計算しているのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 全ての条件を折り込んで計算しています。